

村では、新庁舎の建設に向けて、12名の委員による「庁舎建設検討委員会」を設置し、「庁舎建設基本構想」の策定に取り組んできました。この度、建設場所の検討を含め、基本構想がまとまりましたので、その概要版を村内全戸に配布します。

今後は、この基本構想を基に、住民の皆さんの声を反映しながら「基本計画」「基本設計」へと、新庁舎の姿をより具体的に検討していきます。ご意見、ご要望をお寄せください。

なお、基本構想の本編は大桑村ホームページでご覧いただけます。

H27.3.12

大桑村庁舎建設基本構想（概要版）

1. 検討の経緯

現在の庁舎は、昭和35年に建設されて以来55年が経過しました。老朽化や耐震性の不備、一帯が土砂災害警戒区域に指定されたこと等により、第5次大桑村総合計画の主要事業として新庁舎建設に向けた具体的な検討を進めています。

現在、役場庁舎の他、保健センターに福祉健康課が、村民体育館事務室に教育委員会事務局が配置されているため、行政機能が分散し、住民サービスや行政効率の低下、施設管理費の非効率化を招く要因になっています。これらの課題を解消しつつ、将来の人口減少社会を見据え、身の丈に合った新庁舎のあり方を検討していきます。

2. 新庁舎の整備方針

（1）機能性・柔軟性・経済性に優れた庁舎（効率的な執務機能）

将来の人口減少に備え、組織機構の改変にも柔軟に対応でき、限られた職員数で多種多様な事務が効率的に行える機能的な施設とします。

また、健全な村財政の堅持を前提に、建設場所、規模、機能等を精査し、建設費の抑制と財源確保に努めると共に、快適な室内環境の維持と省エネルギー化の両立を目指し、将来にわたる維持管理経費の抑制に配慮した庁舎とします。

（2）人にやさしく利用しやすい庁舎（行政サービス機能）

幹線道路や公共交通機関からの交通アクセスの利便性に配慮し、分散している行政機能の一元化によるワンストップサービスを図り、庁舎を訪れるすべての人にとってわかりやすく使いやすいユニバーサルデザインを基本とした庁舎とします。

（3）住民の安心安全な暮らしを守る、防災の拠点となる庁舎（防災拠点機能）

被災時における行政機能の維持はもとより、災害発生時の防災拠点としての機能を発揮できるよう、可能な限り安全な場所を選定し、耐震、耐火等、安全性に十分配慮した構造、工法を検討し、有事の際に最も頼りになる機能を備えた庁舎とします。

（4）住民の健康・文化・交流・活動の拠点となる庁舎（コミュニティー機能）

保健センター、中央公民館、図書館等の機能を備えた複合施設とし、住民の健康づくり、文化、交流、地域協働の活動拠点、行政情報の発信基地として、誰もが気軽に訪れる開かれた庁舎とします。

（5）環境・景観に配慮した庁舎（環境保全機能）

地球環境の保全に配慮し、再生可能エネルギーを積極的に活用し、エネルギーの省力化に努め、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。

また、地域の森林文化を継承し、先人が育てた村有林材を最大限に活用しつつ、周辺の景観に配慮し、住民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを検討します。

3. 新庁舎の位置

(1) 建設地の選定基準

- ①複合施設、防災拠点としての機能を発揮できる、十分な敷地面積を確保します。(必須条件)
- ②防災の拠点という観点から、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険区域を避け、より安全な場所を選定します。(必須条件)
- ③公共交通機関、幹線道路からのアクセスが良く、防災拠点機能としても複数の道路が接続可能であることが望まれます。
- ④村民全体の施設であることから、できるだけ村の中心地であることが望まれます。
- ⑤中山間地域の農業振興の観点から、整備された優良農地への建設(農振除外・農地転用)は避けることが望まれます。
- ⑥用地購入による財政負担を抑制するため、村有地であることが望まれます。

(2) 建設候補地の比較検討

庁舎建設検討委員会等で提案された候補地について、選定基準に基づいて検証しました。

候補地	①敷地面積	②警戒区域	③アクセス	④村の中心	⑤農地転用	⑥土地所有	備考
1. 現庁舎	△	×	△	○	○	△	①8,627㎡ ②土砂災害警戒区域 ③大桑駅150m、国道280m、2方向、大型車不可 ⑥村有地2,423㎡。民有地6,204㎡ ※仮設庁舎建設を要す
2. 旧大桑小学校	○	○	△	○	○	○	①10,031㎡(校庭4,948㎡+校舎5,083㎡) ③大桑駅900m。国道220m。4方向。大型車可 ⑥村有地
3. スポーツ公園	○	×	△	△	○	○	①6,087㎡(既存施設の整理を要す) ②浸水想定区域 ③須原駅800m。国道360m。3方向。大型車可 ⑥村有地(一部民有地)
4. (株)テラシマ跡地	×	○	○	○	○	○	①5,566㎡(大桑橋アクセス道路用地、残地不足) ③大桑駅250m。国道20m。3方向。大型車可 ⑥村有地
5. 野尻庭の畑	○	○	△	△	△	△	①11,384㎡ ③野尻駅520m。国道1,220m。2方向。大型車不可 ④農地転用を要す(農振除外不用) ⑥民有地
6. フォレスパ木曾	○	○	△	△	○	○	①8,408㎡(温泉館+駐車場) ③野尻駅2,500m。国道1,750m。3方向。大型車可 ⑥村有地 ※木曾川右岸道路計画線形との調整を要す
7. 野尻貯木場	○	△	△	△	○	△	①20,032㎡ ②一部土砂災害警戒区域 ③野尻駅730m。国道610m。3方向。大型車可 ⑥森林管理署(貯木場代替地、代替施設必要)
8. (有)須原骨材生産所跡地	○	×	△	△	○	△	①9,338㎡ ②洪水時本川流下範囲 ③須原駅560m。国道0m。2方向。大型車可 ⑥民有地 ※木曾川護岸堤防建設(約200m)を要す
9. (有)池田木材工業跡地	△	×	○	△	△	△	①4,596㎡(工場敷地1,848㎡+畑2,748㎡) 傾斜地 ②土砂災害警戒区域 ③野尻駅300m。国道0m。2方向。大型車可 ⑤畑部分は農地転用を要す(農振除外不用) ⑥民有地

※民有地に関して、地権者の意思を確認しているものではありません。

1. 現庁舎

大桑駅や医院等に近く、村の中心としてふさわしい場所ですが、一帯は土砂災害警戒区域に指定されています。国道19号から近いもののアクセス道路は狭隘です。

一旦、別の場所に仮庁舎を建設しなければならず、その用地確保や財政負担を要します。

2. 旧大桑小学校

旧校庭と校舎敷地一帯は村有地であり、十分な敷地面積が確保できます。大桑駅からの距離は遠くなり、国道の中山交差点は以前から危険との指摘がされていますが、国道伊奈川橋の交差点には信号機があり、大型車の侵入も可能です。また、須原や東地区側からも、複数のアクセス道路が確保できます。

また、中学校が隣接しており、災害時の避難所としての体育館等の活用や、県の災害対策用ヘリポートとして指定されている校庭を含め、防災拠点としての機能が複合的に期待できます。

3. 大桑村スポーツ公園

村の中心部ではありませんが、国道からのアクセスや周辺環境が良く「住民が集う」場所として適した場所です。災害時には村民体育館や、県の災害対策用拠点ヘリポートとして指定されているグラウンド等の活用も期待できます。

しかし一帯は木曾川の浸水想定区域であり、防災の拠点として適した場所とは言えません。

4. (株)テラシマ跡地

国道沿いであり、大桑駅から比較的近く、アクセス条件は優れていますが、国道から新大桑橋を渡り木曾川右岸道路につながる道路整備計画の用地となることが決まっています。地形上、道路の残地では十分な敷地面積が確保できません。

□. その他

その他様々な候補地についても、選定基準を基に総合的に検討しましたが、他と比較していずれも建設適地とは言い難いと考えられます。

(3) 建設地の選定

アクセス道路の改良や交通弱者への配慮等は今後の課題としつつも、新庁舎の建設場所は旧大桑小学校敷地が最適と考えられます。

老朽化し、耐震対策もなされていない旧小学校施設は、これを機に撤去し、旧校庭から中学校体育館下駐車場まで一帯の敷地を活用できるものとして、新庁舎施設の検討を進めます。



現 大桑村役場庁舎



4. 事業スケジュール

防災の拠点として新庁舎の早期完成が望まれるところですが、建設業界では、東日本大震災の復興事業や、平成32年に開催される東京オリンピック等に向けて、建設需要の増大が予想され、全国的な建設労務・資材単価の高騰や技術労働力不足の深刻化が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、着工の時期は、今後の社会情勢を見据えて適切な時期を見極めることが妥当であると考えています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成n-1年度	平成n年度	平成n+1年度
計 画	基本構想	基本計画					
設 計			基本設計		実施設計		
施 工				周辺整備・地盤調査		新庁舎建設工事	

基本構想：基本計画の策定を進めるうえでの前提条件、基本方針

→基本計画：基本設計に反映させる設計与件（基本構想の具体化、規模、機能）

→基本設計：完成時の姿を明確にした概略設計（配置、構造、間取り、デザイン）

→実施設計：工事实施のための詳細設計（工事のための設計図書、仕様）

→建設工事

5. 事業費の算定と財源計画

施設の構造、規模、機能等、様々な要因によって事業費は大きく異なります。健全な村財政の堅持を前提に、当村の身の丈に合った施設内容を検討します。

複合施設部分については過疎対策事業債等、有利な起債の充当等が見込めますが、庁舎機能部分に対しては充当できる補助金等の依存財源が無い場合、着工までに計画的な庁舎建設基金の積み立てが必要です。

6. 検討組織

(1) 庁舎建設検討委員会

村長から委嘱された、村内公共的団体の代表者等 12 名による住民検討組織で、庁舎建設に関する「基本構想」「基本計画」その他全般に係る事項を審議しています。

(2) 庁舎建設庁内検討委員会

役場職員 15 名（村長以下管理職）による組織で、庁舎建設に係る調査研究等を行っています。

ご意見. お問い合わせ :

庁舎建設準備室 TEL : **55-3080 Mail : chosha@vill.ookuwa.nagano.jp